

過疎法について

過疎地域については、昭和45年に最初の過疎法である「過疎地域対策緊急措置法」が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる「過疎法」が制定され、各種の対策が講じられてきましたが、平成22年4月1日、平成27年度までの6年間の時限立法として、現行の「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。平成24年6月には、法期限をさらに5年間延長する一部改正が行われ、現在の法期限は平成32年度までとなっています。

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

過疎地域自立促進特別措置法で講じられている特別措置について、主なものは次のとおりです。

◆財政措置

○国の負担又は補助の割合の特例

- ・教育施設（公立小中学校の統合に伴うもの）：通常1／2→特例5.5／10
- ・児童福祉施設（保育所）：通常1／2→特例5.5／10
- ・消防施設（防火水槽等）：通常1／3→特例5.5／10 など

○過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）

- ・過疎地域における施設整備や地域医療の確保、集落の維持・活性化等に必要経費については、地方財政法に定める場合以外の経費についても「過疎対策事業債」をもってその財源とすることができます。
- ・また、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の7割が後年度に交付税措置されることになっており、市町村は残りの3割を負担すればよいことになっております。

◆旧青谷町の指定

新過疎法の対象基準4項目のうち1項目に該当することにより適用となりますが、旧青谷町は2項目に該当し、平成22年4月1日に該当になりました。

- ・昭和35年から昭和60年までの人口減少率が20%以上⇒20.3%
- ・高齢化の割合が16パーセント以上⇒17.6%

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正法律案の要点等について

地域づくり支援局中山間地域振興課

現 状

- ・過疎対策法は、10年間の時限立法として、昭和45年に議員立法され、以後3回名称を変え新法が制定され、現在に至っている。
- ・現行の過疎法については本年度末失効予定であったが、過疎地域自立促進特別措置法一部改正法律案が3月10日に参議院で可決・成立し、平成22年4月1日から施行。
- ・延長期間は平成28年3月31日までの6年間。

〔主な改正点について〕

1 指定地域について

(1) 現行過疎法で指定されている団体は、引き続き指定【継続】

【現行指定団体（8団体）】

- 全部指定 … 若桜町、智頭町、日野町、日南町
- 一部指定 … 鳥取市（旧佐治村、旧用瀬町、旧青谷町）、八頭町（旧八東町）、湯梨浜町（旧泊村）、伯耆町（旧溝口町）

(2) (1) 以外の団体で、以下の①及び②の要件に該当する団体が追加指定【拡充】

【追加対象団体（4団体）】

- 岩美町、三朝町、大山町、江府町

※本県県土面積に占める過疎指定地域面積比率 37.4% → 56.5%

(追加指定要件)

人口、財政力等直近データをもとに、最近の厳しい状況を反映して追加要件を設定

追 加 要 件	該 当 団 体
①人口要件(以下のいずれか)	
ア)昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が33%以上	江府町
イ)昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、かつ、高齢者比率(65歳以上)が29%以上、又は、若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下である ※ただし、ア、イの場合昭和55年～平成17年の25年間で10%以上人口が増加している団体は除く。	三朝町、大山町
ウ)昭和55年～平成17年の25年間の人口減少率が17%以上である	岩美町
②財政力要件	
平成18年～20年度の3カ年平均が0.56以下である	岩美町、三朝町 大山町、江府町

2 過疎対策事業債の対象事業の追加

(1) ハード事業の対象施設の追加【拡充】

【追加】認定こども園、図書館、太陽光等自然エネルギーを利用するための施設

【変更】小中学校の校舎等（「適正規模にするための統合に伴い必要となる」という要件がなくなる）

【継続】市町村道・農道・林道・漁港関連道、漁港・港湾、地場産業振興に資する施設、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、公民館・集会施設、消防施設、高齢者の保健・福祉向上・増進施設、保育所・児童館、診療施設、地域文化振興施設、集落整備のための用地・住宅

(2) ソフト事業への対象拡大【新規】（条文は下段※を参照）

地域医療の確保、住民の交通手段の確保、集落維持及び活性化事業、住民が安全・安心に暮らせる地域社会実現のための事業で市町村「計画」に定めるもの（基金の積み立てを含む）で、人口、面積、財政状況等を考慮し定める額の範囲内で認められる。→ 市町村「計画」の策定が必要。

3 特別措置の拡充

(1) 減価償却特例対象事業の追加【拡充】

国税に係る特別償却を行うことが出来る事業の追加・廃止

【追加】情報通信技術利用事業（コールセンター）

【廃止】ソフトウェア業

【継続】製造業、旅館業

(2) 地方税の課税免除措置等対象事業の追加【拡充】

地方税（法人事業税、不動産取得税）の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種の追加・廃止

【追加】情報通信技術利用事業（コールセンター）

【廃止】ソフトウェア業

【継続】製造業、旅館業、畜産業、水産業

4 過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務づけ見直し

県が策定する「過疎地域自立促進方針」（以下「方針」）、県及び市町村が策定する「過疎地域自立促進計画」（以下「計画」）の策定の義務づけが廃止（できる規定へ）。

→ ただし、過疎対策事業債を起債する場合、県が策定する「方針」に基づき、市町村が策定する「計画」に事業が定められていることが前提になるため、今回の義務づけ廃止による事務の軽減は見込まれない。

※過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案による条文

第12条（過疎地域自立促進のための地方債）

（一項 省略）

二 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により設けられる基金の積み立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。